

## 砥部町会議の公開に関する要綱

平成18年6月29日

砥部町告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町情報公開条例（平成17年砥部町条例第11号。以下「条例」という。）第25条に規定する情報提供施策の拡充の趣旨を踏まえ、町民参加による行政を一層推進するため、本町における会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる会議)

第2条 この告示の対象となる会議は、町の事務又は事業について町民の意見、専門的見地等の反映及び公正の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、町民、学識経験者等を構成員として町長その他の執行機関に附属機関として設置された調停、審査又は調査を行う審議会、審査会等（以下「審査会等」という。）の会議とする。

(会議の公開の原則)

第3条 審査会等の会議は、当該審査会等の設置条例により会議が非公開とされたものを除き、公開とする。ただし、当該会議の審議の内容が条例第7条に規定する第2項各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）に関するものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 前項の規定により公開とされた会議については、傍聴希望者が傍聴することができる。

(会議の非公開の決定)

第4条 前条第1項ただし書の規定による会議の非公開の決定は、当該審査会等が行う。

2 審査会等は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審査会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 議題

(3) 公開・非公開の別（非公開とする場合は、その理由）

(4) 開催日時

(5) 開催場所

(6) 傍聴人の定員

(7) 傍聴の手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要事項

- 2 前項の公表は、審査会等の会議の開催のお知らせ(様式第1号)を告示するとともに、その内容を町ホームページに掲載する方法により行うものとする。
- 3 審査会等は、前項に規定する方法のほか、必要があると認めるときは、広報紙への掲載その他の手段により、会議の開催について周知に努めるものとする。

(傍聴手続等)

第6条 審査会等は、公開する会議における傍聴人の定員をあらかじめ定めるものとする。

- 2 傍聴希望者の数が前項の規定による定員を超えた場合は、先着順とする。ただし、審査会等が必要があると認めるときは、抽選によることができるものとする。
- 3 審査会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴要領(様式第2号)の例により、傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要事項を定め、当該会議の開催中における会議の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 審査会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料(非公開情報が記録されているものを除く。)を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8条 審査会等は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成し、当該会議録又はその概要の写しを審議会等の庶務課において閲覧に供するとともに、町ホームページに掲載するものとする。

(運営状況の公表)

第9条 審査会等の庶務課は、毎年4月末までに総務課に、審査会等の会議の公開に関する運用状況を報告しなければならない。

- (1) 会議の開催回数
- (2) 公開された会議の回数
- (3) 非公開とした会議の回数
- (4) 傍聴人の数

- 2 町長は、毎年度6月末までに、前年度の審査会等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、その結果を広報紙及び町ホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、審査会等の会議の公開に関し必要な事項は、それぞれの審査会等において別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

審査会等の会議の開催のお知らせ

1 会議の名称	
2 議題	
3 公開・非公開の別 (非公開とする場合は、その理由)	
4 開催日時	
5 開催場所	
6 傍聴人の定員	
7 傍聴の手続	
8 問い合わせ先	
9 その他必要事項	

傍 聴 要 領

砥部町〇〇〇〇審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時期までに会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴できない者

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、ビラ、ラッパ、拡声器等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

3 会議を傍聴する場合に遵守すべき事項

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会場内において、みだりに発言しないこと。
- (3) 会場内において、みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 会場内において、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可された場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が 3 に掲げる諸事項を遵守しないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、退場させる場合があります。

5 その他